

個別支援計画の策定

2024年3月

個別支援計画作成の各手順の留意点

1 アセスメント

- ・ 利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行う。
- ・ アセスメントは利用者及びその家族（以下「利用者等」）に面接して行う。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が行ったことが確認できるか
本人(保護者)の同意を得て、関係機関からも情報を得ているか

2 個別支援計画の原案作成

・ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」）は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、障害福祉サービスごとの目標及び達成時期、障害福祉サービスを提供するうえでの留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成すること。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成しているか
支援の具体的な内容が記載されているか

3 担当者会議(個別支援計画作成会議)

- ・ サービス管理責任者等は、個別支援計画の**原案を作成のうえ**、利用者に対する障害福祉サービスの提供に当たる従業者（以下「直接処遇に当たる支援員」）の意見を聞くための会議を開催し、計画に反映すること。
- ・ **会議の内容(日時、参加者、意見)を記録し、保存すること**。会議に参加しなかった従業者には会議録を回覧等をするなどして、会議内容を理解してもらうこと。

従業者に意見を求めているか
会議録があるか

4 原案の完成

- ・ 上記 の担当者会議での意見を反映し、個別支援計画の原案を完成させる。

5 原案の利用者（利用児・保護者）への説明及び利用者からの同意取得

- ・ 個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族（以下「利用者等」）に対して丁寧に説明を行い、文書で同意を得ること（同意日、利用者又はその家族の署名）。

6 個別支援計画の完成

- ・利用者等から原案に対する同意を得ることで、個別支援計画が決定する。

7 個別支援計画を利用者に交付

- ・希望者のみではなく、原則全ての利用者等に対し個別支援計画を書面で交付すること。

8 計画に基づく支援

- ・ 利用者への支援は、個別支援計画に基づいて行う必要があることから、直接処遇に当たる支援員に対し、計画に記載した課題や目標、支援の具体的内容等を周知すること。
- ・ 直接処遇に当たる支援員が回覧等の方法により、各利用者の個別支援計画を閲覧し、理解できるようにしておくこと。サービス管理責任者等は支援員への回覧等が完了しているか確認すること（保管に際しては、個人情報を守られるよう施錠できる場所等に保管する）。

9 定期的にモニタリング

- ・ 利用者に面接し、 到達目標の達成度の評価・分析、 利用者へのサービスの実施状況を把握、 利用者の意向や環境の変化の把握を行うこと。
- ・ 実施の頻度については、サービスの種別により3月又は6月に1回以上であるが、必要な場合には随時行い、定期的にモニタリング結果を記録しておくこと。

10 計画の見直し

- ・ モニタリングの結果を踏まえ、個別支援計画の内容を見直し、必要に応じて個別支援計画を変更すること。
- ・ 計画の変更は、「1 アセスメント」以降の手順で変更後の計画を作成すること。

再度、アセスメントをとっているか

障害者の意思決定

- 1 利用者の**自己決定の尊重**及び**意思決定の支援**に配慮する。
- 2 利用者が自らの意思を決定することに困難を抱える場合には、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 3 サービス担当者会・個別支援会議について、**利用者本人が参加するもの**とし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
- 4 個別支援計画について、相談支援事業者へ交付すること。

こどもの最善の利益の保証

- 1 障害児及び保護者の**意思**をできるだけ尊重するための配慮が必要。
- 2 障害児の年齢及び発達に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先**され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討する。
- 3 サービス担当者会・個別支援会議について、保護者に加えて、年齢や発達の程度に応じて、可能な限り障害児本人の意見を聴くことが考えられる。
- 4 個別支援計画について、相談支援事業者へ交付すること。

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

【新たに以下の項目の記載が必要】

1 **5領域**をすべて含めた総合的な支援を提供

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」
「人間関係・社会性」

【こども家庭庁】 児童発達支援ガイドライン

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/32675809-3f98-486b-9c03-efc695ede0bb/3353cf86/20231013-policies-shougaijishien-shisaku-0000171670.pdf

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

2 時間区分の導入に伴う、個々の障害児の日々の支援に係る計画時間等

時間区分	計画時間
時間区分1	30分以上1時間30分以下
時間区分2	1時間30分超3時間以下
時間区分3	3時間超5時間以下

放課後等デイサービスについては、学校休業日のみ時間区分3を算定可能。

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

3 延長支援加算の見直しに伴う、個々の障害児の日々の延長支援時間等

時間
1時間以上2時間未満
2時間以上
30分以上1時間未満

前後の時間を合算して1時間以上では算定できない。

4 個々の障害児の5領域との関連性を明確にした支援内容及びインクルージョンの観点を踏まえた取組等

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

【令和6年4月から10月までの取扱いについて（経過措置）】

令和6年10月31日までの間は、別紙1「個別支援計画参考様式」の2枚目の「個別支援計画別表」を活用し、個々の障害児の計画時間及び延長支援に要する時間等を定め、現行の個別支援計画とあわせることにより対応すること（基本報酬と延長支援加算の算定に必要な計画時間・延長支援時間等の記載のみを別表で追加すること）を可能とする（記載例について別紙2参照）。

計画時間については、あらかじめ保護者に説明の上、同意を得ること。

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

【令和6年4月から10月までの取扱いについて（経過措置）】

延長支援については、あらかじめ保護者に説明の上、必要性について確認するとともに、延長支援時間について同意を得ること。

この経過措置の対象となる障害児は、令和6年4月30日までに当該事業所の利用を開始している障害児とする。令和6年5月以降に新規で利用する障害児については、全ての記載事項を踏まえた個別支援計画の作成が必要であることに留意すること。

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

【香川県障害福祉課HP】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/45345/keikaku.pdf>

(別紙1) 個別支援計画参考様式

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/45345/keikaku-youshiki.xlsx>

(別紙2) 個別支援計画記載例

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/45345/keikaku-rei.pdf>